

福井市宝永小学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月18日 改定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切です。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 本校は、児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、教育委員会、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育の推進

○ほめて伸ばす教育

ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

○発達障害等についての正確な理解

発達障害等のある児童がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設けるとともに、異学年集団活動（にこフレ活動）や学校行事等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

児童が、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

○保幼小連携の充実

発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取り組みを促します。

(2) 学校いじめ防止基本方針

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談や保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起さない学校・学級づくり

異学年交流活動や学級での話し合い活動（エンカウンター等）、係活動等を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の視点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用について、「宝永小スマートルール」を活用しながら呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

①発達障害を含む、障害のある児童

②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国に
ながる児童

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

④東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

⑤新型コロナウイルスに罹患した児童又は家族等が罹患した児童

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを毎月行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任やカウンセラーによる定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに地域住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

年に2回（6月、11月）アンケート調査を実施し、回答をもとに聞き取り調査を行います。

（５）いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員が抱え込まず、速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、組織的な対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、事案対処に向けた最善の方法を講じます。

（６）いじめの解消

○学校長は、いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) 組織対応の基本的考え方

○いじめ・不登校は、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことを大原則とし、以下の6点について共通理解を図ります。

- ①いじめ問題はチームで対応する。
- ②いじめ対策に同一歩調で取り組む組織やルールを作っておく。
- ③いじめの早期発見等への手だてを組織的に行き、事案対応に取り組む。
- ④各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
- ⑤問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。

※問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」の一連の流れ

- ⑥時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

(2) 組織

①いじめ・不登校対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当等

【活 動】

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について協議する。

- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・アンケート調査や個人面談の結果をもとに情報交換会を行ったり、定期的に委員会を開催したりして、いじめ問題の未然防止に努める。
- ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

②いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの事案対処に向けた取り組みを行います。

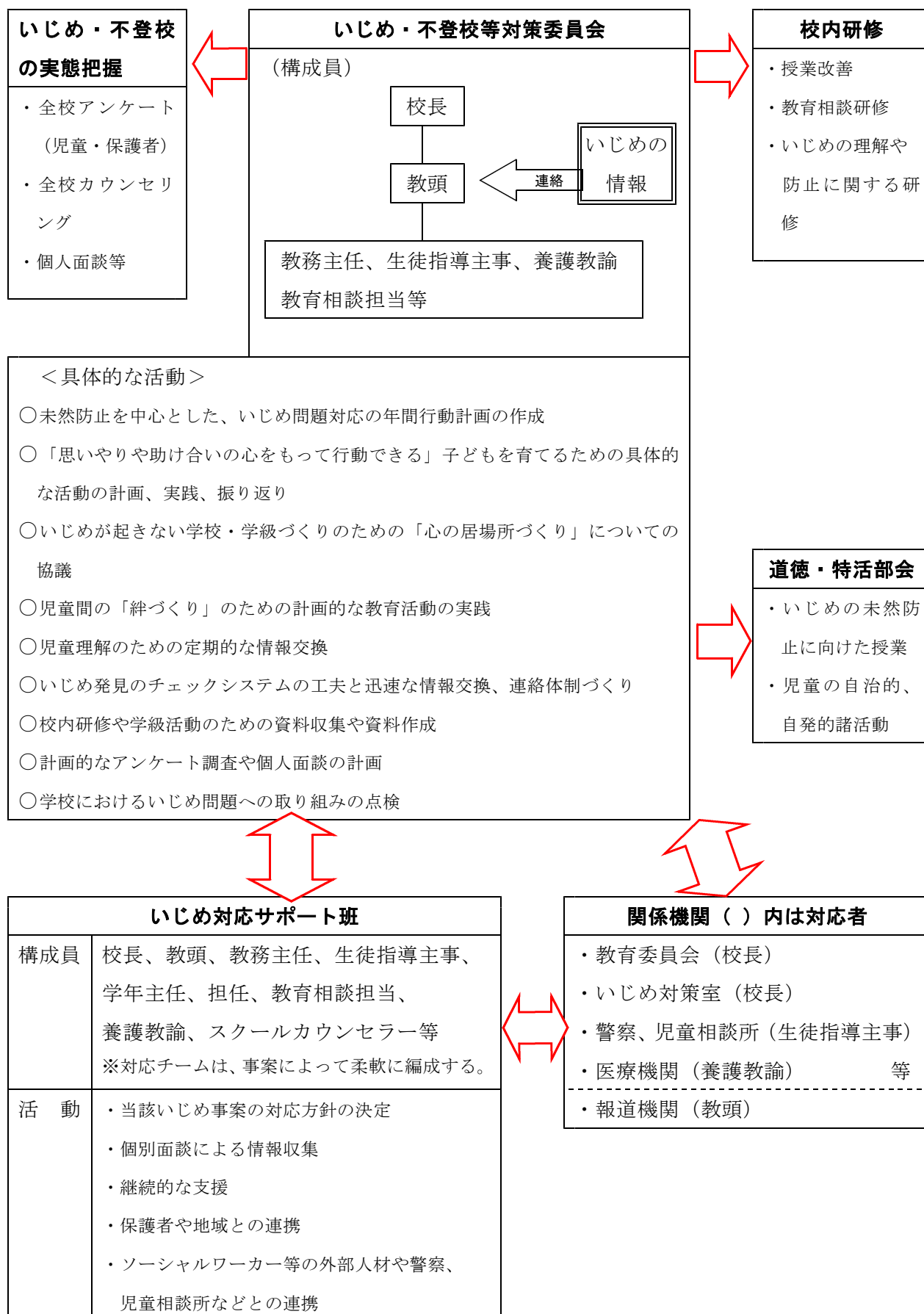
【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

【活 動】

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・ソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

いじめの防止等のための組織図



5 いじめ防止対策年間行動計画

	いじめ対策年間計画	ポイント（留意点）
4月	☐ 学校間、学年間の情報交換指導記録の引き継ぎ ☐ いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策委員会の設置【職員会議】 ☐ 思いやりで繋がり合うことの大切さの講話【始業式等】 ☐ 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり【学級活動】 ☐ 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【学級懇談会】	・いじめの被害者、加害者の関係の確実な引き継ぎ ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことの意味表示 ★全校児童対象のカウンセリングの実施（5月開始） ・必要に応じて個別相談の実施 ・希望により保護者面談も実施 ・エンカウンター
5月	☐ 教育相談の実施 ☐ 行事（運動会等）を通じた人間関係づくり ☐ 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」	・児童の班編成や学級づくりの場面での留意
6月	☐ 「悩みごとアンケート（先生に教えてね）」（いじめも含む）の実施と個人面談 ☐ いじめに関する保護者へのアンケート ☐ 話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】	・児童の人間関係への目配りや気配り
7月	☐ 教育懇談会時の保護者とカウンセラーとの個別面談（希望による）	・学校カウンセラーと担任との連携
8月	☐ 教育相談に係る研修講座の参加 ☐ 校内研修の実施	・相談技術の向上 ・保護者との対応技術の向上
9月	☐ 夏休み明けの教育相談の実施	・児童の変化の確認と情報共有
10月	☐ 教育相談の実施 ☐ 行事を通じた人間関係づくり【児童会活動】 ◎1学期学校評価実施→児童・保護者の意見を聞く	・児童主体の活動を保障し意欲を高め、自覚を促す支援
11月	☐ 「悩みごとアンケート（先生に教えてね）」（いじめも含む）の実施と個人面談 ☐ いじめに関する保護者へのアンケート ☐ 話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】	・児童の人間関係への目配りや気配り
12月	☐ 人権週間（人権意識啓発活動） ☐ 教育懇談会時の保護者とカウンセラーとの個別面談（希望による）	・人権感覚を高める。 ・学校カウンセラーと担任との連携

12月	◎ 2学期学校評価実施→ 児童・保護者の意見を聞く	
1月	☐ 冬休み明けの教育相談の実施 ☐ 保幼小の情報連携のための連絡会	・児童の変化の確認と情報共有 ・新入学児について、各園との情報共有を図り、課題の早期発見と対応策を明確にする
2月	☐ 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 ☐ 小中の情報連携のための連絡会	・進学、進級に伴う人間関係に不安をかかえる児童への対応 ・クラス替えによる人間関係への不安に対する目配りや気配り ・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備
3月	☐ 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ	

※毎月、児童へのいじめのアンケートを実施して個人面談を行う。

※スクールカウンセラーとのカウンセラー計画については別紙参照。